

令和2年12月25日

大阪府健康医療部

大阪コロナ重症センターの運営について

■ 往来する職員の感染防止策について

職員がレッドゾーンに入る際には、防護服着用等の感染防止策を講じていることはもとより、ゾーニングによる職員の動線を明確化（「入室 → 診療・治療 → 退出」の一方通行）することで、職員が感染しないよう万全を期しています。

■ 救急車車寄せにおける感染リスクについて

救急搬送の際に開閉する扉は廊下に面しているもので、扉の開閉により、ただちに感染が拡大するとは考えられません。

そのため、救急車車寄せ付近を通行する際も、通常の感染予防に加えて特別な感染防止を行う必要はありません。

■ 大阪コロナ重症センターの排気と排水について

集中治療ユニットの病室は、陰圧により外部に室内空気が漏れない設備となっており、HEPA フィルター（高性能フィルター）を介して排気されます。なお、大阪コロナ重症センターに設置している室外機から、施設の外にウイルスが排出されることはありません。

また、排水については、大阪急性期・総合医療センターなど通常の医療機関と同様、適切に公共下水道管への接続を行っており、大阪コロナ重症センターが特別にリスクが高い構造とはなっておりません。

■ 大阪コロナ重症センターに従事する医療職の健康管理について

出勤時や勤務時間内において体温を測定するなどの健康管理を実施するとともに、休日も自宅等で体温測定を行っています。なお、37.5℃以上の発熱や全身倦怠感など体調が悪い時は、出勤せず責任者に連絡することとし、出勤後に症状が出た場合も、直ちに責任者に報告し就業を中止することとしています。

また、新型コロナウイルスの感染が疑わしい場合には、PCR 検査を実施することとしています。